



鹿 総 第 8 号
令和 7 年 1 月 2 7 日

鹿嶋市監査委員 錦 織 修 一 様
鹿嶋市監査委員 池 田 芳 範 様

鹿嶋市長 田 口 伸



監査の結果に関する報告に基づく改善措置状況について

標記の件について、当該監査の結果に関する報告に基づき措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 対 象 監 査 名 令和5年度第3回定期監査
- 2 実 施 日 令和6年1月29日から令和6年2月6日まで
- 3 改善措置対象課 こども相談課，介護長寿課，保健センター
- 4 講 じ た 措 置 別紙「令和5年度監査結果の改善措置状況」

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：健康福祉部 こども相談課〉

前回監査実施年月日	令和6年1月30日	対象部課名	健康福祉部 こども相談課
○ 監査結果 つどいの広場実施委託事業において、契約書に精算規定があるにもかかわらず、精算が行われていなかった。適正な事務に努めること。			
○ 改善措置状況 指摘事項は、4月及び10月に委託料の支払いをし、年度末に完了検査と精算をすべきところ、完了報告を受けず、完了検査及び精算を行っていなかったものです。 指摘のあった契約については、既に業務完了報告書の提出を受け、完了検査を行うとともに精算を済ませております。 指摘以後は、前払いであるか完了払いであるかに関わらず、業務完了時に業務完了報告書等の提出を受け、受領後速やかに完了検査を行うことを徹底するとともに、契約内容に従い適正な事務処理に努めております。			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：健康福祉部 介護長寿課〉

前回監査実施年月日	令和6年1月29日	対象部課名	健康福祉部 介護長寿課
○ 監査結果 事業委託契約において、精算時の支払証拠書類を確認したところ、当初予定になかった備品を購入していた。原則、備品購入費を委託料に含めることは適当ではない。			
○ 改善措置状況 高齢者地域支援事業と認知症施策事業の受託事業者において、積算されていなかった備品について事前協議がないまま購入し、委託料に含まれて事務処理してしまっていたことを、事業完了後の支払い証拠書類の検査にて見落としておりました。 受託事業者に対し、原則委託料で備品購入はできないこと、積算時になかった費用について事前協議なしに支出することがないように指導するとともに、当該備品について市に返却を求めました。返却された備品については、介護長寿課備品として管理、使用することとしました。 指摘以後は、精算時の支払い書類の検査の徹底を担当者のみならず、決裁者も実施しております。			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：健康福祉部 介護長寿課〉

前回監査実施年月日	令和6年1月29日	対象部課名	健康福祉部 介護長寿課
○ 監査結果 高齢者筋力向上トレーニング事業委託において、仕様書において教室を164回行うところ154回の実施となったが、回数減に対する協議がされていなかった。契約書に基づき、適正な事務処理に努めること。			
○ 改善措置状況 当該事業は、高齢者がトレーニング機械（介護長寿課備品）を使用する介護予防のための運動教室となっています。 仕様書において、164回の教室を開催することとしていますが、このうち10回については、トレーニング機械のメンテナンス日として積算しておりました。 トレーニング機械を使用するにあたって、高齢者が安全安心に機械操作が行うことができるよう定期的なメンテナンスが必要不可欠であることから、介護長寿課としては、講師立ち合いのもとメンテナンスを実施する必要があると考えております。 今回は運動教室の実施回数とトレーニング機械のメンテナンス回数を合わせた回数を教室実施回数として事務処理していたことから、教室実施の回数が分かりづらくなってしまっていたため、今年度からトレーニング機械のメンテナンスについては、運動教室実施分と分けて事務管理項目として事務処理をし、教室実施の回数が明確になるよう管理しております。			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：健康福祉部 保健センター〉

前回監査実施年月日	令和6年1月29日	対象部課名	健康福祉部 保健センター
○ 監査結果 特定健診受診勧奨はがき等作成委託において、事業者への見積書の徴取が行われていない、財務規則に定める予定価格書を作成しなかったなど、一連の契約事務手続きを行わず、契約起案による決裁のみで契約を締結していた。財務規則等を十分理解し、適正な契約事務に努めること。			
○ 改善措置状況 今回の契約は、茨城県国民健康保険団体連合会が同会規約第6条第1項第5号に規定する保健事業の一環として、希望する保険者との共同で実施する事業であったことから、茨城県国民健康保険団体連合会が契約の取りまとめ等を行っておりました。 そのため、一連の契約事務手続きについて「必要がない」と誤認し、そのまま契約書の締結、業務執行に基づく検査、支払いを行ってしまったところです。 指摘以後は、これまでにない方法の契約を行う際は、財務規則等を十分確認するとともに、契約検査室に相談しながら適正な契約事務に努めております。あわせて、回議者全員による確認を徹底しております。			

令和5年度監査結果の改善措置状況

〈所管：健康福祉部 保健センター〉

前回監査実施年月日	令和6年1月29日	対象部課名	健康福祉部 保健センター
○ 監査結果 令和4年度費用助成補助金において、補助金交付要綱に定める補助対象者の要件は、治療の初日が令和4年3月31日以前で令和4年度中に治療が終了した者としていたが、令和3年度中に治療が終了した者を特に認め補助金を交付していた。年度要綱制定において対象者に漏れがないようよく検討すること。			
○ 改善措置状況 令和4年4月1日から不妊治療が保険診療の対象となることを受け、令和4年度要綱の対象者を第2条第8号で令和4年度中に治療を終了した者に限定して要綱を策定しました。 しかしながら、実際には、令和3年度までに治療を終了したものの申請していない対象者がおり、第6条の「ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、特定不妊治療が終了した日の属する年度の翌年度に申請することができる」で救済可能と考え、助成を行ってしまいました。 指摘以後の要綱制定につきましては、救済するケースを十分に精査し、文書法制とも相談しながら対応しております。			